

遺言もネット時代

財産目録や交友録記録

e遺言の入力 -引継・伝言-

自筆証書遺言	<input type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし
保管場所	
<small>遺言書は、信頼のおける行政書士の〇〇〇〇さん（電話：1234-5678）の 遺言書の執行人としても依頼しているので、遺産分割などの手続きに 自宅など不動産名義の変更については、司法書士の〇〇〇〇さん（電話： 相続税の申告については、税理士の〇〇〇〇さん（電話：00-1234-5678） て手続きを進めてください。生命保険は〇〇〇〇保険代理店の〇〇〇〇さん（ 保険契約について良くご存知です。葬儀や法事については、〇〇〇〇葬祭 ので割引サービスなど特典があります。</small>	
電子遺言のデモ画面。財産目録の画面で は相続税の計算も可能。退会時にはデー タをパソコンにバックアップできる	

遺言にも電子化の波——。大阪市の会社が、財産目録やメッセージをインターネットの「電子遺言」（e遺言）で保存し、利用者が亡くなると家族に遺言を開示するサービスを5日から始める。電子版「エンディングノート」で随時更新でき、画像や音声を残せる利点がある。

サービスを提供するのは「電子遺言バンク」。社長の藤田昌三さん（51）が、4年前に父親を肺がんで亡くしたことをきっかけに2009年から準備してきた。「保険証券のありかも知らず途方に暮れた。何より父の家族に対する思いが知りたかった」

電子遺言は法的な「遺言書」とは異なるが、サイトに登録すると、預金や生命保険といった財産目録、家族へのメッセージのほか、友人・知人の信頼度を「◎」「×」など4段階で示した交友録や人生の足跡をまとめた自分史を

画像とともに記録できる。携帯電話からも操作できる。

作成した電子遺言はサーバーに保存され、入力や閲覧にはパスワードが必要。利用者は、家族の中から受取人を決めて電子遺言に登録したことを知らせておく。利用者が死亡した後、受取人が死亡を証明する書類などを示すと、内容が開示される仕組み。利用料は月額315円。

NPO法人「遺言相続サポートセンター」（東京）の本田桂子理事長は「遺言書と聞く身構えてしまう人が多いなか、電子遺言はパソコンを少しでも扱える人にとっては遺言書作りの入り口として意味がある。行政書士ら専門家との連携も必要だ」と指摘する。

電子遺言バンクは、関西の一部地域の専門家と連携しているが、今後は首都圏にもネットワークを広げていく。

（高橋健次郎）